

被扶養者認定基準及び取扱い

平成27年7月発行
(平成28年7月適用)

埼玉県市町村職員共済組合

はじめに

共済組合では、組合員の収入で生計を立てている一定の範囲の扶養家族に対しても給付を行っており、この扶養家族を「被扶養者」と呼んでいます。

被扶養者に認定されると、被扶養者は、掛金を負担することなく組合員と同様に疾病、負傷、出産、死亡の短期給付や検診等を受けることができますが、被扶養者のいる組合員が、その分掛金を多く支払うということではありません。また、被扶養者は、組合の加入者人数等に応じて支払う高齢者医療費制度への拠出金や介護納付金等の算定対象となることから、被扶養者分についても共済組合が拠出金等の負担をしています。

これら共済組合が支払う医療費や拠出金等に係る費用は、全組合員の掛金と各所属所に負担いただく負担金を財源としているため、安定した財政運営を図るうえでも被扶養者の認定は慎重に行うことが必要となります。

そのため本組合では、被扶養者の認定に関しては、地方公務員等共済組合法、同法施行令及び同法運用方針の規定のほか、民法、健康保険法、厚生労働省及び総務省通知等に基づき、扶養対象者の収入確認をはじめ、扶養事実の有無、生計の実態、扶養能力及び社会通念等を総合的に勘案し認定の可否の判断をしております。

しかしながら、被扶養者の認定基準について「共済組合の事務の手引き」及び「共済事業のあらまし」に記載している現在の内容では、基準や取扱要領が明確でない等のご意見も多数いただいている状況もあり、現行の内容についてより組合員の皆さまにご理解いただくため、基準となる数値や計算方法を具体的に記載にした『被扶養者認定基準及び取り扱い』（以下「基準等」という。）を作成することといたしました。

なお、この度の作成にあたりましては、全国市町村職員共済組合連合会や埼玉県市町村課のご意見もいただいております。

つきましては、今後はこの基準等に基づき扶養認定事務を行い、より公平で適正な取り扱いとさせていただきます。扶養の事実関係を確認するため、従来よりも詳細な内容の確認や関係書類等の提出をお願いすることも出てまいります。本組合の短期給付事業の安定した財政運営を図るため、皆さまのご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、共済組合が取得した情報の流出防止、目的外使用の禁止及び守秘義務等個人情報の保護の取り扱いについては、十分留意するよう努めてまいりますことを申し添えます。

平成27年7月

埼玉県市町村職員共済組合

目 次

第1	被扶養者の定義及び認定要件	3
1	被扶養者の定義（範囲）	
2	用語の意義	
3	被扶養者として認定できない者	
第2	収入基準	4
1	組合員の年間収入とは	
2	扶養認定における所得とは	
3	認定対象者の収入の基準額について	
4	収入の捉え方について	
5	恒常的な収入とするものについて	
6	恒常的な収入とみなされないものについて	
第3	認定の取扱い（生計維持について）	7
1	組合員の扶養能力の判定について	
2	18歳以上60歳未満の者の取扱いについて	
3	認定対象者の収入にかかる取扱いについて	
4	認定対象者にかかる具体的な取扱いについて	
5	別居扶養の取り扱いについて	
6	条件付きの認定について	
7	配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者の取扱いについて	
第4	被扶養者申告	15
1	被扶養者の申告事由	
2	被扶養者の申告手続き	
3	遠隔地申請（被扶養者が別居の場合）の手続き	
第5	被扶養者の資格付与日及び提出書類	16
第6	被扶養者の資格喪失日及び提出書類	17
第7	扶養状況調査	19
第8	再認定の取扱い	20
第9	任意継続組合員の取扱い	21
附記		21
別表1	（第3－4－(4)関係 父母等の被扶養者資格収入基準額）	22
別表2	（第5－3関係 被扶養者認定添付書類）	23
別表3	（第6－3関係 被扶養者認定取消添付書類）	24
別紙	（給与支払証明書）	25
参考	被扶養者認定関連法抜粋	26

埼玉県市町村職員共済組合被扶養者認定基準及び取扱い

被扶養者に関しては、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「施行令」という。）第 3 条及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和 37 年自治甲公第 10 号）第 1 章第 2 条関係第 1 項第 2 号（以下「運用方針 1-2-1-2」という。）の規定のほか、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）における被扶養者の認定の取扱いも参考にして、埼玉県市町村職員共済組合（以下「本組合」という。）の被扶養者の認定基準を次のとおり定めます。

第 1 被扶養者の定義及び認定要件

1 被扶養者の定義（範囲）

被扶養者とは、法第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないものを除く。）で、主として組合員の収入により生計を維持されている者と規定されています。

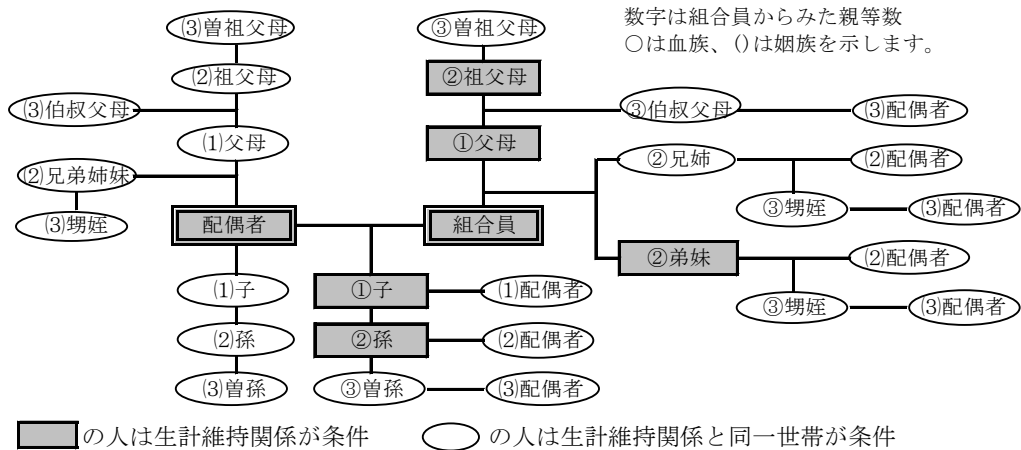
- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する 3 親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子で組合員と同一の世帯に属する者
- (4) (3) に掲げた配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者

2 用語の意義

- (1) 「配偶者」とは、戸籍法の規定するところにより市区町村等に婚姻の届出をした者
なお、「内縁関係」は、届出を提出すれば法律上の配偶者となり得る者をいいます。
また、認定対象者が外国籍の場合は、中長期間在留する方を対象とし、短期滞在者の方は一時的な状態であるため対象となりません。
- (2) 「子」とは、実子及び養子
- (3) 「父母」とは、実父母及び養父母
- (4) 「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子
- (5) 「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母
- (6) 「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹
- (7) 「3 親等内の親族」とは、「3 親等内の親族表」に掲げる 3 親等内の血族及び姻族
- (8) 「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいいます。ただし、一時的に別居を余儀なくされる勤務形態の場合やこれに準ずる場合は、同居していることを要しない場合があります。
- (9) 「主として組合員の収入により生計を維持」とは、その家族の生計費のほとんど（2 分の 1 程度以上）を組合員が負担し、継続的に将来に向けてその家族を養う経済的扶

養能力があることをいいます。

【被扶養者の範囲図（三親等の親族）】



3 被扶養者として認定できない者

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者、あるいはその被扶養者に認定されている者
- (2) 75歳以上の後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者である者
- (3) 認定対象者について、当該組合員以外の者が地方公共団体・国・その他から扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者
- (4) 認定対象者について、組合員が他の者と共同して扶養しているときで、社会通念上組合員が主たる扶養義務者でない者
- (5) 年額130万円以上の恒常的な収入がある者
- (6) 60歳以上で収入の全部又は一部に公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者及び障害を給付事由とする公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者
- (7) 収入が組合員の年間収入の2分の1以上ある者
- (8) 国民健康保険組合（職域国保）の被保険者で、出産等に伴い休業している者被保険者の資格が継続していることから、被扶養者の対象外となります。
- (9) 個人事業主である者
個人事業主は、国民健康保険に加入することが原則のため、被扶養者の対象外となりますが、収入のある国民年金第3号被保険者との公平性を期するため、第3-3-(3)（9頁）のとおり取扱います。
- (10) 法人の役員となっている者
- (11) ワーキングホリデー、青年海外協力隊などで海外に行く者
- (12) 認定対象者に高額な資産等があり、組合員からの経済的な援助が必要ないと判断される者

第2 収入基準

扶養認定にあたっては、組合員の収入や認定対象者に収入がある場合は、その収入を考慮して、認定事務を行うこととなります。

1 組合員の年間収入とは

扶養認定にあたり、基準となる組合員の年間収入は、次のとおり算定します。

$$\text{年間収入} = \text{基本給料月額} \times 12 \text{月} \times 1.25 \text{ (手当率)} + \text{賞与相当分}$$

2 扶養認定における所得とは

運用方針1-2-1-2に記載されている所得は、控除前の収入のことをいい、所得税法上の所得と同一ではなく、被扶養者として認定する際の収入基準額に定める収入とし、所得税法に基づく収入の他、非課税の遺族年金や障害年金をはじめ、厚生年金、共済年金、企業年金、給与収入、不動産収入、事業収入、利子及び配当など課税・非課税にかかわらず、全ての収入が対象となります。

3 認定対象者の収入基準額について

被扶養者として認定する者の年間収入は、組合員の年収の2分の1未満であり、組合員から仕送りを受けている者は、その仕送り額を上回らない収入額とします。

収入基準額としての年間収入は、認定時から将来に向けての恒常的な収入を原則として判定します。

(1) 認定対象者の向こう1年間の収入見込み額が年額130万円未満の者

ただし、収入の全部または一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る場合、又は60歳以上の者であって収入の全部又は一部が公的年金等に係る収入である場合には年額180万円未満の者とします。

(2) 個人事業者である者

売上高から組合が認めている経費を控除した後の額が、130万円未満である者とします。

4 収入の捉え方について

「収入が年額130万円（60歳以上の年金受給者及び障害年金受給者は180万円）未満」の収入とは、次の「5 恒常的な収入とするもの」に記載する収入とし、その形態に合わせ年額、月額又は日額で捉えるものとします。

(1) 認定における収入基準額（年額・月額・日額）は、次のとおりです。

認定申請者（被扶養者）の区分	公的年金等を受給している者			公的年金等を受給していない者
	障害年金を受給している者	60歳以上の者	60歳未満の者	
基準額 (収入の限度額)	年額 180 万円未満 (月額 150,000 円未満) (日額 5,000円未満)	年額 180 万円未満 (月額 150,000 円未満) (日額 5,000円未満)	年額 130 万円未満 (月額 108,334 円未満) (日額 3,612円未満)	年額 130 万円未満 (月額 108,334 円未満) (日額 3,612円未満)

(月額及び日額の計算式)

- ・1,800,000円未満÷12月 = 150,000円未満 (月額) ÷30日 = 5,000円未満 (日額)
- ・1,300,000円未満÷12月 = 108,334円未満 (月額) ÷30日 = 3,612円未満 (日額)

(2) アルバイトやパート等給与収入の場合は、月額及び年額で判定します。

ア 雇用契約書等で収入金額を確認することにより、向こう1年間の収入見込み額が130万円（180万円）未満及び月額が108,334円（150,000円）未満と判断できるときに認定します。

ただし、賞与に相当する報酬がある場合は、年間収入として加算します。（12ヶ月分の給料の合計+賞与等の額<130万円 であれば認定可能となります。）

イ パート・アルバイト等の場合、毎月108,334円（150,000円）未満での就労が原則となりますが、月額基準額を超えたときは、次のように取扱います。

収入が、3ヶ月連続して月額基準額を超えたときは、最初に超過した月の1日に遡り恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなします。

また、連続する3ヶ月の平均が月額基準額を超えたときは、その平均を超過した最初の月の1日から恒常的に月額基準額以上の収入があったとみなします。（取消日については17頁参照）

ウ 勤務時間や勤務日数の記載のない雇用契約書や、勤務時間等を調整することで基準額内にするという申出については、収入基準額未満であることが確認できないため、認められません。

エ 基準額を超過したことに伴う再認定については、「第8 再認定の取り扱い」（20頁）のとおりとします。

(3) 雇用保険等の給付金で日額を基本とする場合は、日額で判定します。

雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく失業給付又は傷病手当及び健康保険法等に基づく傷病手当金等休業保障の日額が3,612円（5,000円）未満と判断できるときに認定します。

5 恒常的な収入とするものについて

毎月々に得ることができるような収入や、毎月は得られないが毎年継続的に繰り返し得られる性質の収入を指し、次のような収入となります。

収入の種類	内容
給与収入	給料・賞与・手当・賃金・報酬等 勤務開始日（恒常的な収入が変化した日）から1年間の恒常的な収入の推計額で、諸手当（通勤手当等含む。）を含み、税や雇用保険等が控除される前の総収入額とする。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金（遺族年金・障害年金を含む。）企業年金・恩給等 なお、税や社会保険料を控除する前の受給総額とする。
事業収入・不動産収入	一般事業（商業・製造業・その他）、農業・漁業から生ずる収入、及び土地・家屋・駐車場・倉庫等の賃貸による収入 なお、所得税法上の必要経費控除前の総収入を基本とし、扶養認定において必要と認められた経費のみを控除した額を収入とする。
利子収入・配当収入	預貯金利子・株式配当金・有価証券利息・FX取引・デイトレード等で税を控除する前の額
司法修習生に貸与される修習資金	主として月々の生活費を援助することを目的とした資金の提供と考えられているため、恒常的な収入とする。
研究奨励金	日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金は、生活補助的な収入であるため、恒常的な収入とする。
雑収入	原稿料・執筆料・講師謝金・講演料・出演料・印税等で税を控除する前の額

退職後の休業給付金等	傷病手当金・出産手当金（病気やけが、出産のために退職後に給付されるものは日額で判定する。） ※受給中の者若しくは給付を受ける資格があり申請をする予定の者は認定できません。 ※支給終了したときにそれが確認できる書類を提出し、他の要件を備えている場合に被扶養者の申請ができます。
雇用保険法の給付	失業等給付の基本手当・傷病手当等
失業者の退職手当	公務員を退職した際に当該手当を受けるとき
国又は自治体から支給される手当等	特別障害者手当・重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当等
生活保護法に基づく生活扶助料	
その他組合において、前記に準ずると判断した収入	

6 恒常的な収入とみなされないものについて

(1) 退職金や資産の譲渡、売却等の一時的に生じた収入

(2) 個人年金

在職中に給与等から保険料として信託銀行等に払い込んだ個人年金は、外部から家計に新たに支給されるものではないため、収入には含みません。

(3) 奨学金

経済的理由により就学困難なものに学資金として支給・貸与されるものであるため、収入には含みません。

第3 認定の取扱い（生計維持について）

「主として組合員の収入によって生計を維持する」ことに関しては、一般職給与法に規定する扶養親族に係る認定例及び健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを参考に、総務大臣の定める運用方針により行います。

認定に際し、組合員が主たる生計維持者である場合は、該当者に対し扶養手当等を支給することが地方公共団体で定められていますので、扶養手当の支給対象者には原則として扶養手当が支給されていなければなりません。なお、支給が無い場合は、書類等により状況を確認します。

認定対象者に恒常的な年間収入等がある場合は、その者の将来に渡る収入を確認し、かつ、組合員により主として生計を維持される状況が、将来も継続する状況であるか確認します。

なお、組合員が他の者と家計を共同にしている場合（夫婦共同・兄弟姉妹共同等）は、その他の者の恒常的な年間収入等がどのような状況かを確認します。

また、「認定対象者が組合員と同一世帯に属している」とは、認定対象者が組合員と同一の住民票に記載されていることをいいますが、同一の住民票に記載されていても別居している場合は、同一世帯とはみなしません。

1 組合員の扶養能力の判定について

組合員の扶養能力とは、家族の生計を維持することができる経済的な資力を言い、次の基準で判断します。

(1) 生計維持関係が可能となる給料月額判断基準

- ア 被扶養者を扶養し生計維持が可能と判断する給料月額は、基本給とします。
- イ 世帯人員二人の場合は、月額233,000円以上の基本給とします。(社会情勢等により大きく変更があった場合は、当該月額を変更します。)

【参考】月額233,000円以上・・・人事院算定の平成26年4月・全国都市別生計費(世帯人員二人・179,580円)に非消費支出(29.8%)を加算した額です。

(2) 複数扶養している組合員が認定申請してきたときの判断基準

複数の被扶養者を扶養する場合、経済的扶養能力は、組合員の収入を被扶養者数に応じ、次の方法から算出した「家族一人当たりの生活費」よりも認定対象者(世帯)の収入が少ない場合に認定します。

【家族一人当たりの生活費】

A=組合員の年収

B=生計維持人数(組合員+現在認定している被扶養者数+認定対象者数)

・同一世帯(同居)の場合 = $A \div B$

・別居の場合 = $(A - \text{認定対象者への年間仕送り額}) \div B$

(3) この取扱いは、配偶者及び扶養手当が支給されている子の認定については、適用しません。

2 18歳以上60歳未満の者の取扱いについて

運用方針1-2-1-2の四に該当する者は通常就労可能な年齢にあり、組合員の経済的支援がなくても自立して生活できるとされているため、当該世帯の生活実態を総合的に勘案し、申請は次のとおりとします。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校並びに監督官庁の認可を受けている学校法人又は各種学校(修学年限1年以上のもの)の学生又は生徒(ただし、定時制課程・夜間課程及び通信制課程の学生等は除きます。)
- (2) 病気又は負傷のため(障害者を含む)就労能力を失っている者
- (3) 所得税法に規定する控除対象配偶者(家事従事者等)
- (4) その者を扶養しなければならない明確な事実がある者(この場合は、「扶養申告に係る状況書」により事実を確認します。)

3 認定対象者の収入にかかる取扱いについて

認定対象者の収入については、単に収入が基準内であればよいというのではなく、組合員の収入を基にその扶養能力についても確認します。

特に収入のある方を複数認定申請された場合、家族一人一人の収入額と組合員の給料等から、その者の扶養能力と生計維持関係等を総合的にみて判断しますので、基準額未満(130万円又は180万円)であっても認定できない場合もあります。

(1) 認定対象者が組合員と同一世帯に属している場合

認定対象者の恒常的な年間収入等が130万円未満(収入の全部又は一部に60歳以上の公的年金及び障害を給付事由とする公的年金を含む場合は180万円未満)であり、かつ、組合員の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとします。

なお、配偶者及び扶養手当の支給のある子の年間収入については、組合員の年間収入に占める割合を要件としません。

(2) 認定対象者が組合員と別居している場合

認定対象者の恒常的な年間収入等が130万円未満（収入の全部又は一部に60歳以上の公的年金及び障害を給付事由とする公的年金を含む場合は180万円未満）であり、かつ、組合員からの援助額より少なく、その者の収入と組合員からの送金を合算して130万円以上の場合、原則として被扶養者に該当するものとします。

〈具体例〉別居の母を認定する場合（単身世帯のとき）

別居の母	年金	600,000円	
組合員からの送金		720,000円	（毎月60,000円×12月）
合 計		1,320,000円	> 1,300,000円 であれば認定可

(3) 個人事業者である者

経営不振や収入過少を理由に被扶養者として申告があった場合は、所得税確定申告書一式（青色申告事業者の場合は青色申告書も含む。）の写しを確認し、認定の対象として取扱います。

ア 売上高から下記に定める経費を控除した後の額が、130万円未満のとき。

イ 過去2年分の収入実績を比較することにより、申告に至った収入減少等の理由が、修繕等一時的な支出によるものではないことを確認するとともに、今後、収入が被扶養者としての条件を満たす状況であるかを総合的に審査します。

ウ 従業員に給料賃金及び雇人費を支払っている場合は、認定対象者又は被扶養者に該当しません。（使用人を雇い、給料を払っているときは経営者であるため、被扶養者にはなりません。）

エ 個人の白色申告者で、事業や不動産貸付等を行う者は、青色申告者と同様に収入金額や必要経費を記載した帳簿等の写しを確認します。

オ 株式等の売却による所得についての確認も取得額、売却額、必要経費等を書面で審査します。

【事業収入等における必要経費の取扱い】

認めている主な経費（○のもの）

一般所得		農業所得		不動産所得	
売上原価	○	雇人費	×	給料賃金	×
給料賃金	×	小作料・賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	○	その他の経費		その他の経費	
利子割引料	×	租税公課	×	租税公課	×
その他の経費		種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	○
荷造運賃	×	肥料費	○	雑費	×
※ 水道光熱費	△	飼料費	○		
旅費交通費	×	農具費	○		
通信費	×	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	○		
接待交際費	×	修繕費	○		
損害保険料	×	動力光熱費	○		
修繕費	○	作業用衣料費	×		
消耗品費	○	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	×		
雑費	×	土地改良費	○		
		雑費	×		

※ 水道光熱費については、自宅が事業所を兼ねている場合は、家計消費分と事業消費分が明確になっているときに認めます。

4 認定対象者にかかる具体的な取扱いについて

(1) 配偶者

「事実上婚姻関係と同様の事情にある」場合は、原則として住民票に「妻（未届）」又は「夫（未届）」の記載が必要となります。

(2) 子

ア 18歳未満の子は、扶養手当の支給確認等により認定します。

・ 出生の子は、扶養手当の支給確認のみで認定します。

イ 18歳以上22歳未満の子は、扶養手当の支給と次の内容を確認し認定します。

・ 学校教育法第1条に規定する学校並びに監督官庁の認可を受けている学校法人又は各種学校（修学年限1年以上のもの）の学生又は生徒。

ただし、定時制課程・夜間課程及び通信制課程の学生等は除きます。

・ 病気又は負傷のため（障害者を含む。）就労能力を失っている者で、その者を扶養しなければならない明確な事実がある場合。

なお、申請の際は、診断書の添付が必要です。

ウ 芸能界入りを希望し養成所等に在籍している者や芸能活動をしている者は、「就労できない状態」にあるとは判断できないため、被扶養者の認定対象から除きます。

また、近年、劇団等に所属している子供で収入が発生している場合が見受けられますので、適正な申告をお願いします。

(3) 子にかかる共同扶養

夫婦が共に働いていて子供を扶養する場合は、(旧)自治省の通達によりその取扱いが示されており、共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行います。

ア 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、恒常的な年間収入等（被扶養者申告書が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下、同じ。）の多い方の被扶養者とします。

イ 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に当該被扶養者に関し扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者とします。

ウ 夫婦双方の恒常的な収入が同程度の場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、被扶養者申告書を提出した者の被扶養者とします。

エ 当組合以外の健康保険等に加入している配偶者を有する組合員が、扶養手当の対象とならない年齢の者を被扶養者として申告する場合、組合員の年間収入が配偶者より多いとき、又は同程度であるとき、被扶養者として申告することができます。

なお、同程度とは、組合員と配偶者との年間収入の差額が、配偶者の年間収入に対し1割以内である場合をいいます。

オ 他の健康保険等に加入している配偶者が扶養している子を、その健康保険組合等の指示により組合員へ異動する場合は、次の書類により審査します。

- ・被扶養者申告書（扶養手当の支給が証明されているもの）
- ・扶養申告に係る状況書（扶養の事実を明記のこと。）
- ・組合員及び配偶者の源泉徴収票
- ・被扶養者資格喪失証明書

(4) 父母

ア 父母の双方又は何れか一方を被扶養者として申告する場合は、夫婦相互扶助の観点から父母の収入を合算して判断します。

この場合、二人世帯の生計費は一人世帯の生計費の2倍を下回ることから、社会通念上の妥当性等を総合的に検討し、「認定上の収入基準額」から10パーセント割落とした後の金額を「収入基準額」（別表1・22頁）として取り扱うこととします。

なお、認定対象者の収入が認定基準額未満であっても、父母等の収入合計額が収入基準額以上の場合、父母間で生計維持できるものとみなし、被扶養者と認定することはできません。

【参考】10パーセントの割落とし・・・人事院の標準生活費等により「二人世帯の生活費は一人世帯の生活費の2倍を下回る」ことを考慮し、父母の可処分所得については、収入合計額から共通経費（10パーセント）を割落とした額とします。

イ 当該組合員以外にも親と同居している兄弟姉妹がいる場合に誰の被扶養者とするかについては、その中で一番収入の多い者を先順位とします。

なお、組合員は親と別居しており、他の兄弟姉妹が親と同居している場合は、その者が第一扶養義務者となるため、組合員からの仕送りの事実があっても認定することはできません。

ウ 収入が基準額の範囲内であれば必ず認定できるものではなく、主として組合員が生計を維持している事実があることや、父母世帯の収入状況及び社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を判定します。

※具体例

〈例1〉 高額の収入を得ていた親が定年退職をして収入がなくなり収入基準額内なので被扶養者として申請された場合、通常、退職後に備えた準備をしていると考えるのが社会通念であり、いきなり子供である組合員に生活費の大半を頼る生活に陥るとは考えにくいと判断します。

〈例2〉 年金受給額が175万円ある別居の母親に対し、175万円以上（月額145,834円の仕送りをするという申請があった場合、350万円（年金175万円＋仕送り175万円）という額が、実際に母親の生活に必要なかどうかという状況について確認審査します。

(5) その他の親族

ア 祖父母

祖父母については、上記(4)父母の取り扱いに準じますが、祖父母の扶養義務は父母が優先する扶養義務者であることを原則とし、父母ともに被扶養者として認定されている場合に認定の対象とします。

イ 結婚している子及びその配偶者

結婚している子の扶養義務は配偶者が負っているため、原則認定はしません。ただし、双方が学生で収入がない場合は、生計維持の実態等を確認し判断します。なお、子の配偶者については、組合員と同居していることが条件となります。

ウ 孫

孫の扶養義務は子が負っているため、原則認定はしません。ただし、次の場合は、孫に対する生計維持の実態等を確認し判断します。

- ・子が被扶養者であること。
- ・子とその配偶者に収入がないこと。
- ・子に配偶者がいないこと。

エ 義父母（同居が原則）

義父母については、実子を第一扶養義務者とし、その者に収入があり健康保険等に加入している場合は、認定対象にはなりません。

ただし、その第一扶養義務者が組合員の被扶養者になっているときは、状況等を確認し判断します。

5 別居扶養の取扱いについて

組合員と別居している者を扶養認定する場合、組合員が認定対象者の主たる生計維持者であるかどうかの確認等については、同居の認定とは異なり、認定対象者の続柄・収入額のほか、仕送り額・仕送り方法の認定要件を満たし、生計維持関係があることの証明が必要となります。

(1) 仕送りの考え方

別居している者については、継続的な仕送りによる生活費の援助が必要となります。組合員からの仕送り額並びに申告内容が実態とかけ離れたものと見受けられたときは、収入基準等を満たしていても被扶養者として認定することはできません。

ア 仕送り額は、別居の認定対象者の収入を上回る金額とし、かつ、その合算額が130万円以上になることを条件とします。

イ 仕送り後、組合員の可処分収入額が極端に減少する場合は、組合員の「扶養能力」の継続性が十分であるとは言えず、被扶養者として認定することはできません。

※ 組合員及び同居する被扶養者分も含めた生計維持費相当額（年額130万円×人数（組合員+現在認定している被扶養者数））が、組合員の手元に残らなくてはなりません。

ウ 組合員からの仕送り額より別居認定対象者とその同居家族の収入が多い場合は、認定対象外とします。

エ 認定対象者に収入がない場合は、毎月108,334円以上、年間130万円以上の仕送りが必要となります。

また、組合員以外にも仕送りをしている人がいるかの確認も要します。

(2) 別居の申告（遠隔地申請）

ア 同居として認定されていた被扶養者が組合員と別居するに至った場合は、別居の被扶養者として申告してください。その際は、別居してから3ヶ月の仕送り証明を後日提出していただきます。

ただし、運用方針1-2-1-2の四に規定される学生については、別居の届出をすることで同居時から引き続き別居での被扶養者として認定します。

なお、別居していたことが後日判明した場合で別居要件を満たす証明が提出できないときは、別居時点に遡り資格を喪失します。

イ 組合員が被扶養者の要件を満たしている者について新たに申告するときは、3ヶ月の送金実績を添付して申告してください。

ウ 別居していた被扶養者と再度同居した場合は、同居に戻ったという内容の届出が必要となります。

エ 別居の状態のまま、就職等により被扶養者の資格を喪失する場合には、「被扶養者申告書（③取消）」の提出により喪失の手続きをしてください。このとき同居に戻ったとしてもその届出は省略することができます。

(3) 二世帯住宅等

ア 1棟の建物であっても、中で間仕切りをしてそれぞれに住宅設備を備えた二世帯住宅として別世帯に居住している者を被扶養者として届出があった場合は、構造上別に生活することを目的に二世帯住宅として建築していることから、通常の別居として取り扱います。

イ 同じ敷地内に建てた別棟に居住の場合、また、マンション等共同住宅の別室に居住の場合は、別居として取り扱います。

ウ 1棟の建物で、税金関係等の理由により世帯を分割している場合は、別居として取り扱います。

(4) 施設に入所している場合

ア 介護老人保健施設（医師が常駐する）に入所するときは、一時的別居とみなし、同居扱いの基準を適用します。

イ 介護老人福祉施設（介護が主）のときは、別居扱いとし、組合員が入所料を毎月負担していることで送金とみなします。

(5) 海外に別居する者（海外居住者含む。）

ア 国内での学業に続いて留学する場合は、日本の在学証明書に相当する書類とその翻訳文（訳文と訳者記名）を提出してください。

イ 一度就労し、本人が得た収入で留学する場合、又は自身の蓄えで渡航、生活、留学する場合は認定することができません。

ウ 国内での学業を一度修了した者や一度就職した者等が留学する場合などは、組合員が実際に扶養するに至った（組合員が仕送りをする事で、はじめて対象者が海外での生計を維持できる状況）ときに仕送り事実の確認できる書類を添付のうえ、被扶養者として申告してください。

エ 一時的に帰国（入国）した者は、被扶養者の認定対象にはなりません。

(6) 仕送り方法等について

ア 生活費としての仕送りであるため、次のとおり扱います。

- ・仕送りの方法は、継続的な金融機関への振込み（送金）によるものとし、手渡しによる方法では認定できません。
- ・毎月送金を原則とします。（賞与時にまとめた送金は認められません。）
- ・複数の者に対する送金は、その個人毎の口座に送金し、一括した送金は認められません。

イ 送金証明として提出する書類

生活費を「いつ・誰から誰に・いくら送金したか」を第三者に明確に証明できる「金融機関の振込明細書の控え（写し）」及び「振込先通帳（認定対象者名義）の送金日・組合員氏名（振込依頼人）・送金額の印字のある箇所の写真」を提出してください。（自作の領収書等は、一切認められません。）

なお、必ず振込依頼書等の控えを保管してください。組合が送金証明の提出を求めた際、紛失等により提出ができない場合は、最終の継続的な送金の事実が確認できた時点に遡り資格を喪失します。

※一時的に別居を余儀なくされる勤務形態に伴う配偶者及び学生の子については、証明書類は省略できます。

6 条件付きの認定について

(1) 雇用保険法の失業給付申請中の者について

認定時、雇用保険申請中に伴う「条件付き認定」とした者については、失業給付の支給が開始されたとき、雇用保険受給資格者証の表裏両面により給付開始日と給付日額を確認するため「証（両面）の写し」を提出してください。

また、給付日額が日額基準額を超えた場合は、認定取消の手続きも行ってください。

(2) 追加書類の提出を要する者について

ア パート・アルバイト等の給与収入のある者は、申請の時点で前3ヶ月の収入が月額基準額を超えていないことを確認し、月額基準額以下の就労を条件に認定いたしますが、認定後においても、引き続き収入が月額基準額を超えていないことを確認するため、後日、「認定日以降3ヶ月分の給与明細書」等、組合が求めた書類を提出してください。

なお、認定時より3ヶ月以内の収入に、月額基準額を超えている月がある場合は、認定時に遡り、被扶養者の資格を取消します。

イ 別居に伴い「条件付き認定」とした者については、後日、「認定日以降3ヶ月分の仕送り証明」等、組合が求めた書類を提出してください。

- (3) 上記以外の理由により条件付き認定となった者について
認定時の条件を満たさなくなった場合は、認定取消の手続きを行ってください。

7 配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者の取扱いについて

配偶者からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）に係る被扶養者の取扱いについては、「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付保保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき、次により取扱います。

- (1) 配偶者である組合員からの暴力を受けた被扶養者が、当該組合員の被扶養者から外れるに当たって、組合員自身から被扶養者を外す届出がなされなくても、被害者から婦人相談所が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書（以下「証明書」という。）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができますものとします。
- (2) 当該証明書において、当該被害者の同伴者の記載がある場合は、同様に取扱います。
- (3) 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書についても、証明書と同様の取扱いとします。

第4 被扶養者申告

1 被扶養者の申告事由

地方公務員等共済組合法施行規程第94条に基づき、次に掲げる要件が生じた組合員は、遅滞なく被扶養者申告書を組合に提出してください。

- (1) 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がいるとき（①新規取得）
- (2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたとき（②認定）
- (3) 被扶養者の要件を欠くに至ったとき（③取消）
- (4) 被扶養者の届出事項に変更があったとき（登録事項変更及び④遠隔地申請）

2 被扶養者の申告手続き

前記1の事由が生じたときは、所属所長から組合理事長あてに被扶養者申告書を提出してください。なお、組合員の誤った申告により被扶養者の資格を取得したことが判明したときは、認定した日に遡って被扶養者の資格を取消します。

- (1) 所属所長は、組合員から被扶養者申告書の届出があったときは、内容を審査し受理日を明記のうえ、組合に提出してください。
- (2) 被扶養者の認定は理事長が行うものとし、審査の結果、被扶養者として認定できないときは、その理由を所属所長経由で組合員に伝えるものとします。

3 遠隔地申請（被扶養者が別居の場合）の手続き

被扶養者が組合員と別居（認定後の別居も含む。）する場合、「被扶養者申告書（④遠隔地）」を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ・ 被扶養者申告書（④遠隔地）・・・別居の理由を明記

- ・ 扶養申告に係る状況書・・・下記ウ～オに該当する場合（状況を明記）
 - (2) 添付書類・・・別居区分によって次の添付書類が必要です。
 - ア 学生の場合 ……在学証明書又は学生証（写）
 - イ 介護老人福祉施設入居者の場合…入所証明書・組合員が入所料を負担していることが分かる書類
 - ウ 一時的に別居を余儀なくされる勤務状態やこれに準ずる場合 ……添付書類は不要です。
 - エ 18才未満の子の通学に伴い配偶者及び子又は子が別居する場合 ……被扶養者の別居先の世帯全員の住民票
 - オ その他の理由の場合 ……被扶養者の別居先の世帯全員の住民票（続柄入り）・仕送りの事実を証明する書類
- ※ 別居の被扶養者の仕送り額等については、「第3-5 別居扶養の取り扱い」（12頁）を参照してください。

第5 被扶養者の資格付与日及び提出書類

- 1 組合が被扶養者として認定する場合の資格付与日は、事由発生日とします。

事 由	資 格 付 与 日
採用	採用の日（資格取得日）
出生	出生の日
婚姻	婚姻届受理日
離職	離職日の翌日
収入減少	収入減少が確認できる日
雇用保険受給終了	受給終了日の翌日
傷病手当金・出産手当金の受給終了	受給終了日の翌日
扶養者の変更	場合により異なります。
同居	住民票記載の同居日
養子縁組	戸籍記載の日又はその後の同居日
事業の廃止	廃業日の翌日
離婚	離婚の翌日
別居（仕送り開始を要件とする者）	送金をした日
その他申し出による場合	所属所長が認めた日（受理日）

- 2 組合員の資格を取得した日又はその事由が生じた日から30日を経過して所定の被扶養者申告がなされた場合の資格付与日は、当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が証明した日（受理日）とします。
- 3 提出書類について
別表2（23頁）により提出願います。
被扶養者申告書・扶養申告に係る状況書（子の出生以外）は、全ての場合に添付してください。
なお、認定に必要な書類は状況により異なります。掲載したもの以外、必要に応じて各種証明書等提出していただく場合もあります。

第6 被扶養者の資格喪失日及び提出書類

1 事由発生日が資格喪失日となります。

要件を欠くに至った事由	資格喪失日
死亡	死亡日の翌日
離婚	戸籍に記載された離婚日の翌日（別居開始日が離婚日より前の場合は「別居日」）
離縁	戸籍に記載された離縁日の翌日
子等の婚姻	婚姻日
就職 a 健康保険等に参加した場合 b 試用期間等により健康保険等は未加入の場合	a 健康保険等加入日 b 基準額以上の収入が見込まれるときは就職日
別居 a 同居を要件とした者が別居したとき b 別居により生計維持関係が終了したとき	a 住民票に記載された別居の日 b 住民票に記載された別居の日
遠隔地扶養者への継続的な仕送りが ないとき	継続的に送金をした最終の日
給与収入が認定基準額を超えたとき a 雇用契約により明らかに月額基準額以上の収入が見込まれる場合 b 雇用形態の変更（賃金・勤務時間等）により恒常的に月額基準額以上の収入が見込まれる場合 c 雇用契約上は基準額未満であっても、3ヶ月連続して月額基準額を上回った場合、又は、連続する3ヶ月の平均が月額基準額を上回った場合 d 3ヶ月連続又は平均して月額基準額以上の収入がなくても年間基準額を上回った場合	a 勤務開始日 b 変更日の属する月の1日 c 提出された給与明細書の最初の超過月の1日、又は、3連続した複数月の平均収入が月額基準額を超過したときは、その3連続した月の中で月額基準額を超過した月の1日 ※就労月と給与支払月が異なることが明記されている場合は、支払日の属する月を基準とします。 d 基準額を上回った年の1月1日

事業収入（一般・農業・不動産収入等）が認定基準額を超えたとき a 確定申告により年間基準額を上回ったことが判明した場合 b 事業等を相続したことに伴い収入基準額を上回ることとなる場合	a 確定申告を行った前年の1月1日 b 相続開始日（被相続人の死亡日）
年金収入が認定基準額を超えたとき a 新たに年金を受給することにより年間基準額を上回る場合 b 年金額の改定に伴い年間基準額を上回る場合	a 初回の年金支給日 b 改定後の初回年金支給日
雇用保険等の受給開始（失業給付の基本手当・傷病手当等）	受給開始日 ※65歳以上の者に係る「高年齢求職者給付金」は、一時金として取り扱いますので含めません。
出産手当金の受給開始	出産手当金の受給開始日
個人事業の開始	事業開始の日
その他の収入増加	基準を超えた日
後期高齢者医療制度に加入となったとき a 75歳到達者 b 前期高齢者で、一定の障害のある場合	a 75歳の誕生日（届出不要） b 後期高齢者医療制度の認定日
第一扶養者の変更による認定替	事由が生じた日

取消し事由のうち収入超過の取扱いについて、第2・3の「認定時から将来に向けての恒常的な収入」とは、必ずしも1年間の総収入を指すのではなく、臨時、パート及びアルバイト等であっても雇用形態を確認することにより、向こう1年間の収入見込み額が130万円を超えると判断できるときは、就労開始時を資格喪失日とします。このとき、賞与に相当する報酬がある場合は、年間収入に加算します。

- 2 資格喪失については、扶養認定とは異なり、過去何年でも遡って取消すこととなります。

このため、申告が遅れると本組合で負担した保健給付費の返還を請求するなど組合員に負担が生じる場合がありますので、申告は遅滞なく手続きしてください。

- 3 提出書類について

別表3（24頁）により提出願います。

被扶養者申告書・組合員被扶養者証・確認書類は、全ての場合に添付してください。

なお、認定取消に必要な書類は状況により異なります。掲載したもの以外、必要に応じて各種証明書等提出していただく場合もあります。

- 4 被扶養者証の返納について

取消申告書を提出する際は、必ず取消該当者の被扶養者証を添付してください。

特に、別居から離婚に至った場合又は別居のまま取消しに該当した場合は、組合員

が必ず被扶養者証を回収し、本組合に返納してください。

5 診療費の返還について

被扶養者に関しては、組合員が扶養の実態に基づいて、法の規定によりその届出の責務を負います。

そのため、被扶養者としての資格要件を欠いたのに届出が遅延した場合、又は、別居者の被扶養者証を回収しなかった場合で、既に組合から医療機関へ支払われた診療費等があるときは、被扶養者の資格を喪失した日まで遡って全額を組合員に返還していただくことになります。

なお、医療費の返還について、分割は認められておりません。

6 その他

- (1) 離婚したとき、それまで被扶養者だった配偶者は、組合員との生計維持関係がなくなるため扶養から外れることとなりますが、被扶養者だった子を配偶者が引き取って別居生活をしている場合、組合員が一定額の仕送りをして、当該子の生計を維持していれば被扶養者として継続することができます。これは一緒に暮らさなくても親子であることには変わりはなく、未成年の場合では、必ずしも親権者と一致するというものでもありません。

一定額の仕送りとは、配偶者との合意や裁判等で決められた養育費を含め、収入のない子供であれば一人につき年額130万円以上の仕送りを要件とします。

- (2) 資格喪失後に国民健康保険に加入の場合は、「資格喪失証明書発行依頼書」を提出してください。

第7 扶養状況調査

被扶養者として認定された後に状況が変更となり、その要件を備えなくなった場合は、組合員がその事実を届出し、組合員被扶養者証を速やかに本組合に返納するよう法により定められています。

しかしながら、届出を忘れてしまうケースが多々見受けられます。

そこで本組合では、既に被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して備えていることの確認調査を実施することとしています。

調査により、被扶養者としての要件を備えていないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡り認定を取消すこととなります。

また、一定の期間内に当該組合員から申告がなされない場合は、本組合としては事実に基づき当該被扶養者の資格を取消することができるものといたします。併せて、正当な理由なく資格確認調査に応じていただけない場合も、本組合としては被扶養者資格の認定継続審査を受ける意思を放棄したものとみなさざるを得ず、本組合は当該被扶養者の資格を取消すことといたします。

これに伴い、医療費等の返還が生じたときは組合員に請求を行い、組合員は支払いの義務を負うこととなります。

なお、卒業予定者についての調査も実施いたしますが、年度末・年度始め等、卒業や就職により被扶養者に該当しない状況になった時には、速やかに申告をしてくださいますようお願いいたします。

第8 再認定の取扱い

既に認定されている被扶養者が、扶養状況調査により過去の給与収入について基準額を超過していたことが判明した場合、たとえ現在は認定要件を満たしているとしても遡って資格を取消することとなります。

同様に別居扶養者について、仕送りを証明する書類を紛失したこと等により継続的な仕送りの確認ができない場合も遡って資格を喪失することとなります。

このような場合、取消日以降は被扶養者資格が認められませんので、その間に受診した医療費等については返還していただくことになります。

なお、再度認定を希望する場合、当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が証明した日（受理日）が資格付与日となります。

また、アルバイトやパート等の給与収入が月額基準額を超過したことに伴い、一度認定を取消し、再度認定を申請する場合は、月額基準額を超えないことが確認できる「雇用契約書」と3か月分の給与明細（写）を添付してください。

（例）過去の給与収入が3か月連続で月額基準額を超過していた場合

○年1月よりアルバイトをしているが、△年7月になって○年10月～12月の3ヶ月間の収入を平均して月額基準額を超えていたことが判明したため（それ以外の月については、月額基準額以内に収まっている。）、○年10月1日に遡り認定取消しの手続きを行った。また、△年8月1日に再認定の申告書が受理された。

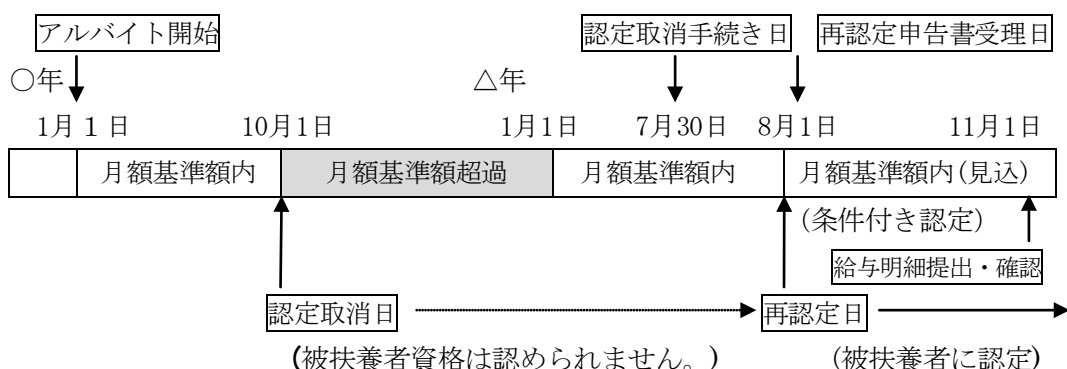


○年10月1日が認定取消日となります。

△年1月1日～7月31日までは、認定要件を満たしていますが、○年10月1日以降は認定取消となっていますので、被扶養者資格は認められません。

なお、△年8月1日に雇用契約書と直近3ヶ月（△年5月～7月）の給与明細書を添付した認定申告書を受理いたしましたので、受理日（△年8月1日）からの再認定となります。（△年1月に遡っての認定にはなりません。）

ただし、収入があることに伴い「条件付き認定」とします。認定後、引き続き月額基準額を超えていないことを確認するため、認定日以降3ヶ月分の給与明細書を提出してください。（提出いただいた給与明細書のうち1月でも月額基準額を超えた月があった場合は、認定時に遡り資格を取消します。）



第9 任意継続組合員の取扱い

任意継続組合員に係る取扱いは、退職後における生計状況、生計維持能力を確認の上、本基準に準じ取り扱います。

なお、任意継続組合員については、元所属所を経由せず、直接本組合に被扶養者申告書等提出することとします。

附記

- 1 この取扱いは、平成28年7月1日から適用します。
- 2 既に被扶養者資格を付与されている者についてもこの基準を準用し、平成28年7月1日からの適用とします。
- 3 この基準に定めるもののほか、被扶養者の認定に関し必要な事項が生じたときは、別途協議することとします。
- 4 市町村職員共済組合の認定基準及び取扱い等の作成については、全国市町村職員共済組合連合会から各市町村職員共済組合で作成するよう指示されており、その他の組合（地方職員、公立学校、警察及び国家公務員共済等）の取扱いとは異なる場合があります。

別表1 第3-4-(4)関係

父母等の被扶養者資格収入基準額

区 分	父母の何れかの 収入額 (A)	(A) の配偶者の 収入額 (B)	父母の収入合計額 (A) + (B)	判 定	
				(A)	(B)
・ 父母とも60歳未満 又は60歳以上で公的 年金等受給なし	130万円未満	130万円未満	234万円未満	○	○
			234万円以上	×	×
	130万円以上	130万円未満	234万円未満	×	○
			234万円以上	×	×
	130万円未満	130万円以上	234万円未満	○	×
			234万円以上	×	×
	130万円以上	130万円以上	234万円以上	×	×
	・ 父母のいずれかが 障害年金受給者又は 60歳以上の公的年金 受給者 (A) ・ その配偶者が60歳 未満又は60歳以上で 公的年金等受給なし (B)	180万円未満	130万円未満	279万円未満	○
279万円以上				×	×
180万円以上		130万円未満	279万円未満	×	○
			279万円以上	×	×
180万円未満		130万円以上	279万円未満	○	×
			279万円以上	×	×
180万円以上		130万円以上	279万円以上	×	×
・ 父母とも60歳以上 の公的年金受給者又 は障害年金受給者		180万円未満	180万円未満	324万円未満	○
	324万円以上			×	×
	180万円以上	180万円未満	324万円未満	×	○
			324万円以上	×	×
	180万円未満	180万円以上	324万円未満	○	×
			324万円以上	×	×
	180万円以上	180万円以上	324万円以上	×	×

* 判定欄の○は認定を、×は否認定を示します。

* 祖父母等の判定については、それぞれ父母を祖父母と読み替えてください。

別表2 第5-3関係

【認定】 添付書類一覧表

認定対象者続柄	子	配偶者	配偶者 子 孫 父母 祖父母 弟妹										義父母	兄弟	伯叔父母	甥姪				
	生 計 維 持 関 係 が 原 則																同居と生計維持が原則			
認定事由	出 生	婚 姻	学 生	退 職				給 与 収 入 有 無	事 業 ・ 農 業 収 入 等	年 金 受 給 権 者	障 害 有 無	事 業 等 廃 業	収 入 減 少 (雇用契約の変更等)	無 職 ・ 無 収 入	扶 養 事 実 (別居)	認 定 替 え	扶 養 事 実	扶 養 事 実	扶 養 事 実	扶 養 事 実
				雇 用 保 険 適 用 有 無	申 請 中	受 給 延 長	受 給 せ ず													
提出書類																				
認定申告書(②認定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養認定に係る状況書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養手当の有無 担当者⑩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△
被扶養者に関する申立書				△	△	△	△					△	○	△	△					△
婚姻日のわかる書類(写)		○																		
在学証明書又は学生証(写)		△	○											△	△		△			△
診断書(写)又は障害者手帳(写)		△								○				△	△	△	△	△	△	△
他保険の資格喪失証明書		△	△	○	○	○	○	△		△	△	○	△	△	○	△	△	△	△	△
離職票(写)		△	△	○	○		○		△					△	△	△	△	△	△	△
退職証明(写)又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)		△	△			○			△					△	△	△	△	△	△	△
雇用保険受給者証の両面(写)		△	△			○			△					△	△	△	△	△	△	△
非課税証明書		△	※						△	△			○	△	△	△	△	△	△	△
無職証明書													○							
課税(所得)証明書		△	△					○	○	○				△	△	△	△	△	△	△
雇用契約書(写)と前3か月分の給与明細書(写)又は給与支払証明書(別紙様式)		△	△					○		△		○		△	△	△	△	△	△	△
過去2年分の確定申告書及び収支内訳書(控)で、税務署受付印があるもの(写)		△							○					△	△	△	△	△	△	△
直近の年金証書又は支払通知書(写)・請求中の場合は年金額試算書		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
廃業申請書(写)											○			△	△	△	△	△	△	△
前3か月分の仕送り状況の確認できるもの														○	△	△	△	△	△	△
世帯全員の住民票													△	○	△	○	○	○	○	○
他の扶養義務者が有る場合 組合員・扶養義務者双方の源泉徴収票等			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△
国民年金第3号届書(配偶者)		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
その他	そ の 他 必 要 と 認 め る 書 類																			
【提出書類】 ○：必須 △：状況により必要 ※：夜間課程及び通信制教育課程の場合必要となります。																				
<p>1 この一覧表により提出書類を確認いただき、必要書類の提出をお願いいたします。</p> <p>また、内容確認により新たな確認事項が生じた場合は、追加で書類をお願いすることがあります。</p> <p>2 扶養手当の子及び配偶者以外は、他の扶養義務者の有無を確認してください。</p> <p>3 他の扶養義務者が加入する健保組合等へ認定申請して却下された場合は、却下された通知が必要です。</p> <p>4 各証明書に費用が発生する場合は自己負担となります。</p>																				

別 紙

給 与 等 支 払 証 明 書 (認 定 ・ 取 消)

※該当する方に○を付けてください。

この証明書は、被扶養者資格を確認するため、埼玉县市町村職員共済組合に提出するものです。

記号番号	埼 ー
組合員氏名	
被扶養者名	

※給料を支給した日の属する月の各種控除前の支給総額(交通費含む。)を証明くださいますようお願いいたします。また、給与支払方法等についてもご記入ください。

- ・新たに認定を申請する者・・・証明日より前3ヶ月の給与支払額
 - ・月額基準額を超過した者・・・直近の扶養状況調査時提出済である月以降の給与支払額
 - ・年間基準額を超過した者・・・超過した年を含む前2年間の給与支払額
- } を記載してください。

雇入年月日	平成 年 月 日
-------	----------

※雇入日は、必ず記入してください。

年	支 給 総 額	年	支 給 総 額	年	支 給 総 額
1月	円	1月	円	1月	円
2月	円	2月	円	2月	円
3月	円	3月	円	3月	円
4月	円	4月	円	4月	円
5月	円	5月	円	5月	円
6月	円	6月	円	6月	円
7月	円	7月	円	7月	円
8月	円	8月	円	8月	円
9月	円	9月	円	9月	円
10月	円	10月	円	10月	円
11月	円	11月	円	11月	円
12月	円	12月	円	12月	円
賞与等	円	賞与等	円	賞与等	円
合計	円	合計	円	合計	円

(給与支払方法 : 当月払い 翌月払い ・ 賞与の支給 : あり なし)

上記のとおり、給与等支給事実に相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

給与等支払事業所
の名称又は支払者

印

参考 被扶養者認定関連法抜粋

- 1 地方公務員等共済組合法
- 2 地方公務員等共済組合法施行令
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程
- 4 地方公務員等共済組合法運用方針
- 5 健康保険法
- 6 健康保険法施行規則
- 7 被扶養者認定関連通達
- 8 国民健康保険法

1 地方公務員等共済組合法

(定義)

第2条

第1項2号

被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。

- イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの
- ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

第2項

前項第2号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第3号の規定の適用上組合員又は組合員であった者によって生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(被扶養者に係る届出及び給付)

第55条

第1項

新たに組合員になった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、主務省令で定める手続きにより、その旨を組合に届け出なければならない。

- 1号 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。
- 2号 被扶養者がその要件を欠くに至ったこと。

第2項

被扶養者に係る給付は、新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となった日から、組合員に前項第1号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同項（第2号を除く。）の規定による届出がその組合員となった日又はその事実の生じた日から30日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

2 地方公務員等共済組合法施行令

（被扶養者）

第3条

法第2条第1項第2号に規定する主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法（大正11年法律第70号）における被扶養者の認定の取扱いを参酌して、総務大臣の定めるところによる。

3 地方公務員等共済組合法施行規程

（被扶養者の申告）

第94条

組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、その組合員は、遅滞なく、別紙様式第15号による被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至った場合で、組合がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合が保有する書面により確認したときは、この限りではない。

4 地方公務員等共済組合法運用方針

第1章 地方公務員等共済組合法関係

第2条関係

第1項2号

- 一 共済組合（法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもののすべてをいう。）の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者は、これを被扶養者として取り扱わない。
- 二 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。
 - (一) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
 - (二) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
 - (三) 年額130万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が

国民年金法（昭和34年法律第141号）及び同法第5条第1項に規定する被用者年金各法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下第2条関係において「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は60歳以上の者であってその者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあっては、年額180万円以上の所得がある者とする。

三 二の(三)の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従って、過去において二の(三)に定める金額以上の所得があった場合においても、現在所得がないときは、これに該当しない。

四 主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、18歳未満の者、60歳以上の者、一般職給与法第11条に相当する給与条例の規定により扶養親族（給与条例の適用を受けない組合員にあっては、これに相当するもの）とされている者、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生（同法第44条、第45条、第54条及び第54条の2に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号又は第34号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者及び病気又は負傷のため就労能力を失っている者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。なお、これらの者であっても二の(一)から(三)までに該当することが明らかなものは、被扶養者に該当しない。

五 「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護婦のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。

5 健康保険法

(定義)

第7項

この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りではない。

- 一 被保険者の直系尊属、配偶者、（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

6 健康保険法施行規則

(被扶養者の届出)

第38条

被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、5日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

- 一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日及び被保険者との続柄
 - 二 被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至った理由
- 2 前項の掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

(被保険者証の検認又は更新等)

第50条

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

- 2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。
- 3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

(略)

- 7 第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

7 被扶養者認定関連通達

「収入がある者についての被扶養者の認定について」

(昭和52.4.6 保発第9号・庁保発第9号 厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長から各都道府県知事あて通知) 最近改正 平成5年3月5日 保発第15号・庁保発第4号

- 1 被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が被保険者と同一世帯に属している場合
- (1) 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。
 - (2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認められるときは、

被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満）であつて、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

3 前記1及び2により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

（以下省略）

「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」

（昭和60.6.12 社会保険各省連絡協議会）

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、下記要領を参考として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものとする。

記

- 1 (1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とするを原則とすること。
- (2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- (3) 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であつて、その者に当該被扶養者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えないこと。

（以下省略）

「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」

（昭和24.7.28 保発第70号 各都道府県知事・各健康保険組合理事長あて厚生省保険局長通知）

法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であつて、他面その法人の業務の一部を担当している者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取扱つて来たのであるが、今後これら法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用されている者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。なお、法人に非ざる社団又は組合の総裁、会長及び組合及び組合長等その団体の理事者の地位にある者、又は地方公共団体の業務執行者についても同様な取扱いと致されたい。

8 国民健康保険法

第2章 市町村

(被保険者)

第5条

市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民保険の被保険者とする。

(適用除外)

第6条

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民保険の被保険者としなない。

- 一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 二 船員保険法の規定による被保険者
- 三 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- 四 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- 六 船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。
- 七 省略
- 八 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 九 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- 十 国民健康保険組合の被保険者
- 十一 その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

(資格取得の時期)

第7条

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。